

令和4年度
事業計画

社会福祉法人宮古市社会福祉協議会

令和4年度社会福祉法人宮古市社会福祉協議会事業計画

- 令和3年度に策定する「第1期中長期経営計画(2022~2026年度)」に基づき、健全な経営を目指し重点項目を柱とする行動計画により、各種事業活動の推進に取り組めます。

【総括】

[使命]

「ともに生きる豊かな地域社会づくりを進める」

[基本理念]

- ・地域住民を主体とした「ともに生きる豊かな地域社会」の実現誰もが人格と個性が尊重され、その人らしい生活を送ることができる福祉サービスの実現
- ・地域住民及び福祉組織・関係者の協働による包括的な支援体制の構築
- ・地域生活課題に基づく先駆的・開拓的なサービス・活動の創出
- ・持続可能で責任ある自律した経営組織

[基本方針]

- ・地域に開かれた組織として、経営の透明性と中立性、公正さの確保を図るとともに、情報公開や説明責任を果たし、地域社会の支持・信頼を得られるよう、積極的な情報発信を図る。
- ・事業の展開に当たって、「連携・協働の場」としての役割を十分に発揮し、地域住民や関係機関・団体等、あらゆる関係者の参加と協働を徹底する。
事業の効果測定やコスト把握等事業評価を適切に行い、効果的で効率的な自律した経営を行う。
- ・すべての役職員は、高潔な倫理を保持し、法令を遵守する。

[行動指針]

- ・個人の尊厳や個別性を大切にします。
- ・業務遂行に当たっては、法人の使命を尊重するとともに、相互に役割を尊重し、円滑なチームワークと積極的なコミュニケーションに努めます。
- ・報告・連絡・相談により情報の共有を徹底します。
- ・受益者に、より価値のある事業を提供するための積極的な業務改善に取り組んでいきます。

[重点項目]

- I 制度の狭間を生まない総合相談体制の構築を推進します。
- II 住民参加と協働に向けた地域福祉活動の再構築と強化に取り組めます。
- III 情報発信・管理の強化に努めます。
- IV 適切な組織・運営体制の強化を図ります。
- V 職員(人材)活用・育成の強化を進めます。

[重点項目に対する行動計画]

□令和4年度実施事項

- 1 制度の狭間を生まない総合相談体制の構築
○宮古圏域成年後見センター(仮称)の受託▶新規

- みやこ中央地域包括支援センターの受託▶新規
- 地域福祉部門構築に向けた統合
 - ・宮古地域福祉権利擁護センター
 - ・宮古圏域成年後見センター
 - ・くらしネットみやこ相談室(生活困窮)
 - ・生活福祉資金貸付事業
- 未来推進会議開催
 - ・総合相談体制構築プロジェクト
 - ・重層的支援体制整備事業についての協議
- 2 住民参加と協働に向けた地域福祉活動の再構築と強化
 - 「自主財源の確保」と「活動の再整理」
 - 未来推進会議開催
 - ・地域福祉ニーズプロジェクト
 - ・地域福祉活動推進委員会設置に向けた検討
 - ・地域福祉活動人材のあり方の検討 ※福祉協力員を含む
- 3 情報発信・管理の整理と強化
 - 未来推進会議開催
 - ・広報推進プロジェクト
 - ・全課にホームページ担当職員を配置
- 4 適切な組織・運営体制の整理と強化
 - 「事務機構の見直し」と「拠点整理」
 - 宮古圏域成年後見センター(仮称)の設置
 - 地域福祉部門構築に向けた統合
 - ・宮古地域福祉権利擁護センター
 - ・宮古圏域成年後見センター
 - ・くらしネットみやこ相談室(生活困窮)
 - ・生活福祉資金貸付事業
 - 地域包括支援センター／生活支援体制整備事業全8地域設置完了
 - ・生活支援コーディネーターの役割明確化
 - ・介護保険事業、障害福祉サービスの適正化
 - 未来推進会議開催
 - ・田老、川井地区での新たな介護サービスプロジェクト
 - ・指定管理施設の運営管理検討開始
 - 組織運営体制の整理と見直し
 - ・会員組織の意義再整理・福祉協力員の役割再整理・運営協議会の役割再整備
 - ・理事、評議員の役割／選任区分再整理
- 5 職員(人材)活用・育成の整理と強化
 - 職位体系改善協議
 - 職員給与規程改善協議
 - ・処務規程／給与規程／給与規程細則／職員退職手当に関する規程／職員研修規程
 - 処遇改善手当取得に向けた整備

令和4年度事業(廃止・休止・新規)の動向

1 廃止及び休止事業▶無し

2 新規事業

(1) 宮古圏域成年後見センター(仮称)設置運營業務受託

- 宮古圏域においては、成年後見制度利用促進に係る中核機関について、令和4年4月1日付けで、宮古市・山田町・岩泉町・田野畑村の1市2町1村による宮古地区圏域で設置されます。
- この運營業務を当協議会が受託し、広報・啓発・相談・支援方針の検討・成年後見制度の利用促進・後見人等への支援などを行うこととしています。
- また、本業務においては地域連携ネットワーク事務局を担うことになり、管轄エリアが広いことから、各町村社協に相談窓口を再委託して支援体制を整えます。
- 現在、宮古圏域で実施している日常生活自立支援事業(権利擁護事業)については、成年後見センターと一体的に業務を行い効率的な運営に努めます。

1 設置時期及び人員配置等

- (1) 設置時期 令和4年4月1日
- (2) 対象範囲 宮古地区圏域 (宮古市/山田町/岩泉町/田野畑村)
- (3) 設置場所 宮古市総合福祉センター内
- (4) 配置職員 3.5名(所長1・相談支援員2・事務員0.5兼務)
- (5) 配置要件 社会福祉士及び社会福祉主事・事務職員は兼務
- (6) 委託費積算/年額(概算)
 - ◇委託料 22,953,000円
 - ※委託料は4市町村による均等割り(10%) /人口割(90%)
- (7) 委託契約の方法 本会と各市町村との委託契約(4契約締結)
本会より各市町村社協へ窓口業務を再委託(契約予定)

2 業務内容

- (1) 成年後見制度に関するパンフレット作成、セミナーや研修会の開催
 - (2) 成年後見制度に関する相談、ニーズ把握、相談者への継続的な支援
 - (3) 成年後見制度の受任者調整、市民後見人育成検討
 - (4) 後見人の相談窓口の設置、裁判所との連携
 - (5) 協議会運営事務…多様な職域による協議会の開催
- ※専門職団体や関係機関による後見制度に関する自発的な協力体制の構築

(2) 宮古市地域包括支援センター設置運營業務受託

- 平成29年度より設置を進めている宮古市地域包括支援センターは、これまで「かわい・たろう・にいさと・みやこ河南・みやこ西部・みやこ南部・みやこ北部」の7地域10中学校区に設置し受託運営を継続しています。
- 令和4年度においては、市内8カ所目となる「みやこ中央」地域の第一中学校区に支援センターを設置し受託運営に取り組みます。
- このことにより、設置を計画した全中学校区に地域包括支援センター拠点事務所が開設され、総合相談業務を柱とする住民支援体制整が整います。

1 設置時期及び人員配置等

- (1) 名称 みやこ中央地域包括支援センター(第一中学校区)

(2) 設置時期 令和 4 年 4 月下旬

(3) 対象範囲及び対象高齢者数 宮古第一中学校区 対象高齢者数 4,430 人

(4) 設置場所 宮古市保久田 8 番 18 号 南側 1 階

(5) 配置職員数及び職種

保健師又は看護師 1 人、主任介護支援専門員 1 人、社会福祉士 1 人

2 委託費積算／年額(概算)

◇委託料 17,734 千円

(1) 人件費 13,155 千円(法定福利費・共済費等含む 3 人分)

(2) 事業費 1,102 千円(保健衛生費、消耗器具備品費、車輛費等)

(3) 事務費 3,477 千円(旅費交通費、消耗品、賃借料、光熱水費等)

(3) 宮古市生活支援体制整備事業業務受託

○平成 30 年 10 月に宮古市から受託し業務にあっている宮古市生活支援体制整備事業は、これまで市全圏域を担当する第 1 層 1 名と各中学校生活圏域 10 圏域を担当する第 2 層コーディネーター 10 名を配置しています。

○令和 4 年度にみやこ中央地域包括支援センター設置することに伴い、第一中学校区を担当する 2 層コーディネーター 1 名を配置し、地域住民の相談や生活支援に対応します。

○第一中学校区への配置をもって市内全 11 中学校区へのコーディネーター配置が整い、地区住民に対する公平な生活支援サービスの提供が可能となりますので、委託業務仕様書を基本としながら、暮らしやすい地域づくりに取り組みます。

○多様な事業主体との協議・連携の場として必要な協議体の設置については、宮古市の方針に沿って構築します。

1 人員配置等

階 層	拠点施設(場所)	日常生活圏域等	配置人員	開設時期及び委託料
第 2 階層	みやこ中央地域包括 ※拠点…地域包括と同じ	第一中学校区	1 人	令和 4 年度予定 4,000 千円

2 委託費積算／年額(概算)

◇委託料 4,000 千円

(1) 人件費 3,257 千円(第 2 層 1 拠点 1 中学校圏域 1 人)

(2) 事業費 103 千円(車輛費、諸謝金等)

(3) 事務費 640 千円(消耗品、備品費、賃借料、光熱水費等)